

離島航空路線確保対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、佐渡島民の民生の安定及び多面的交通機関の整備を通じた離島振興策として離島航空路の維持・確保を図るため、予算の範囲内において、新潟—佐渡二地点間運航事業者（以下「事業者」という。）に対し、離島航空路線確保対策補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第2条 この補助金は、別表に掲げる基準により交付するものとする。

(交付申請)

第3条 規則第3条に規定する申請書の様式は別記第1号様式のとおりとし、知事が指定する日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付すべき書類は次のとおりである。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(交付条件)

第4条 この補助金は次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容を変更（第7条に定める軽微な変更を除く。）しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）は、事業完了後においても善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的運用を図ること。
- (5) 取得財産は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (6) 取得財産を処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管すること。

(申請の取下げ)

第5条 規則第7条に規定する期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(変更の承認申請)

第6条 第4条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第7条 第4条第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 補助金交付の目的及び条件に反しない計画変更
- (2) 事業費の20パーセント以内の経費の変更

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第8条 第4条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による中止(廃止)承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の6月前までに知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第9条 第4条第3号の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難になった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 規則第10条の規定による報告は、知事が必要と認めて指示したときに、当該指示に係る報告書を知事に提出して行うものとする。

(実績報告書)

第11条 規則第12条に規定する実績報告書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

2 前項の報告書に添付すべき書類は次のとおりである。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月30日までとする。

(補助金の概算払い)

第12条 この補助金の全部又は一部について概算払いを受けようとする場合は、別記第5号様式による概算払請求書を知事に提出するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度知事が定める。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成23年7月29日から実施する。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助率
<p>新潟－佐渡二地点間運航事業に係る経常損失額とし、次に掲げる収入と支出との差額とする。</p> <p>1 収入</p> <p>(1) 旅客収入</p> <p>(2) 貨物収入</p> <p>(3) 超過手荷物収入</p> <p>(4) その他収入</p> <p>(5) 営業外収入</p> <p>2 支出</p> <p>(1) 航空燃油費</p> <p>(2) 航空機燃料税</p> <p>(3) 空港使用料</p> <p>(4) 航空機材維持費</p> <p>(5) 整備費</p> <p>(6) 運航乗務員人件費</p> <p>(7) 客室乗務員人件費</p> <p>(8) 運航部門費</p> <p>(9) 運送部門費</p> <p>(10) 営業部門費</p> <p>(11) 一般管理費</p> <p>(12) 代理店手数料</p> <p>(13) 営業外費用</p>	<p>1 / 2</p>

別記第1号様式

平成 年 月 日

新潟県知事 様

住所
名称
代表者氏名 印

平成 年度離島航空路線確保対策補助金交付申請書

標記補助金について、下記のとおり交付を受けたいので、離島航空路線確保対策補助金交付要綱第3条の規定により申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 事業計画書 別紙1のとおり

(2) 収支予算書 別紙2のとおり

別記第2号様式

平成 年 月 日

新潟県知事 様

住所
名称
代表者氏名 印

平成 年度離島航空路線確保対策補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金について、下記のとおり変更の承認を受けたいので、離島航空路線確保対策補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

- 1 変更内容及び変更理由

- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書 別紙1のとおり

 - (2) 収支予算書 別紙2のとおり

別記第3号様式

平成 年 月 日

新潟県知事 様

住所
名称
代表者氏名 印

平成 年度離島航空路線確保対策補助金中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金について、下記のとおり中止（廃止）の承認を受けたいので、離島航空路線確保対策補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）理由

- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書 別紙1のとおり

 - (2) 収支予算書 別紙2のとおり

新潟県知事 様

住所
名称
代表者氏名 印

平成 年度離島航空路線確保対策補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金について、下記のとおり事業が完了したので、離島航空路線確保対策補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

1 補助金実績額 金 円

2 補助金の精算

交付決定額	円
補助金実績額 (A)	円
概算払受領額 (B)	円
今回請求額 (A - B)	円

3 添付書類

(1) 事業報告書 別紙1のとおり

(2) 収支決算書 別紙2のとおり

別記第 5 号様式

平成 年 月 日

新潟県知事 様

住所
名称
代表者氏名 印

平成 年度離島航空路線確保対策補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金について、下記のとおり概算払いを受けたいので、離島航空路線確保対策補助金交付要綱第 12 条の規定により請求します。

記

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算払請求額 | 金 | 円 |

別紙 1

事業計画（報告）書

事業概要	
事業実施日	
運航機材・客席数	
運航スケジュール	
運賃	
その他	

別紙2

収支予算（決算）書

(単位：円)

項目	金額	内訳
1 収入		
(1)旅客収入		
(2)貨物収入		
(3)超過手荷物収入		
(4)その他収入		
(5)営業外収入		
2 支出		
(1)航空燃油費		
(2)航空機燃料税		
(3)空港使用料		
(4)航空機材維持費		
(5)整備費		
(6)運航乗務員人件費		
(7)客室乗務員人件費		
(8)運航部門費		
(9)運送部門費		
(10)営業部門費		
(11)一般管理費		
(12)代理店手数料		
(13)営業外費用		
3 収入－支出		